

8 クーリング・オフ制度を利用しよう！

知!

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば契約の申込について無条件での撤回や契約の解除を可能とする制度です。

- ・クーリング・オフできるのは、訪問販売や電話勧誘販売などの限られた契約・商品です。
- ・契約書面を受け取った日を含めて8日又は20日以内に書面で通知する。
- ・通信販売や店舗販売は、クーリング・オフ制度はない。
- ・悪質な業者の場合は、クーリング・オフ後にお金が戻ってこないこともある。

9 あなたの消費者センスを診断しよう！

次の問題に○・×で答えよう！7問以上正解ならかなりの消費者センスの持ち主だ！

①	コンビニエンスストアでパンの代金を支払った後は、交換や返金ができない。	
②	お店でTシャツを買い、自宅で着てみたらイメージと違った。翌日までなら、返品できる。	
③	インターネットのゲームで、アイテムを買い過ぎてしまった。17歳を20歳と偽ったとしても、保護者から申し入れをすれば購入を取り消すことができる。	
④	英会話レッスンの体験を受けた後、1年間で30万円のレッスンコースを申し込んだ。既にレッスン体験をしているため、解約できない。	
⑤	インターネット広告をクリックしたら、料金を請求された。クリックしたのは自分自身なので、請求された金額を支払わなければならない。	
⑥	クレジットカードでブランドのバッグをリボルビング払いで購入した。月々支払うことになるが、支払い総額は一括払いと変わらない。	
⑦	お店で靴を買ったが、別の店で同じ靴が安く売られていた。買った靴はまだ使用していないため、返品することができる。	
⑧	クレジットカードを使って分割払いでスマートフォンの契約をした。スマートフォンの代金を延滞し続けると、スマートフォンの使用が止められるだけでなく、クレジットカードも使えなくなる。	
⑨	街でモデルにスカウトされ、登録料を5日前に支払った。クーリング・オフできる。	
⑩	商品が売れば紹介料がもらえると言われ、会員になって、商品を購入した。商品は売れず、解約したいが、会員として契約した後にクーリング・オフできない。	

×① ○② ○③ ×④ ×⑤ ×⑥ ×⑦ ×⑧ ×⑨ ×⑩ ○⑪ ☹️

10 困ったときは、相談しよう！

どうしよう！困ったときは・・・

消費者ホットライン

消費者トラブルで困ったら、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットラインに相談しよう！

東京都消費生活総合センターにも相談！ ☎️ 03-3235-1155



18歳って大人？

1 はじめに：成年年齢が18歳に！

平成30年6月の民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から親権者の同意がなくても一人で有効な契約を成立させることができるようになります。

このリーフレットをよく読んで、高校生の皆さんが契約などの消費生活に関する基本的な知識や、消費者として主体的に行動できる能力と態度を身に付けられるようになってください。

2 成年年齢が引き下げられると18歳の私たちにできること

● 親の同意がなくても**契約**できる

携帯電話を
契約する

クレジット
カードを作る

ひとり暮らしの
部屋を借りる

ローンを組んで
商品を買う

● 自分の意思で
決められる

自分の住む場所
を決められる

自分で進路を自
由に決められる

● 資格等が取れる

10年有効の
パスポートが作れる

公認会計士や司法書士等
の国家資格が取れる

3 契約とは

契約は、**お互いの意思表示が合致したとき**に成立します。

契約は、口約束でも成立します。

重要な契約は契約書を作成します。



事業者 消費者

皆さんが普段買い物をするのも契約です。

4 キャッシュレス化社会とは

「キャッシュレス」とは、物理的な現金を使用しなくても活動できる状態を指します（「キャッシュレス・ビジョン」経済産業省，平成30年4月）。キャッシュレス決済は、消費者に利便性をもたらすほか、事業者の生産性向上につながり、経済全体にも大きなメリットをもたらします。

キャッシュレス決済による消費者の利便性

- 手ぶらで簡単に買い物が可能（大金や小銭の不便さの解消）
- ネット取引において不可欠
- カード紛失・盗難時の被害リスクが低い（条件次第で全額保証）
- データの利活用により利便性が向上

キャッシュレス決済の代表的な手段

知!

交通系 IC カードや
商業系 IC カード等の
電子マネー

クレジットカード決済

バーコード、QRコード、
IC チップ等のスマート
フォン決済

5 消費者トラブルに要注意！

悪質商法

ウマイ話に御用心!! マルチ商法

友人から連絡があり、化粧品のビジネスで成功している人を紹介された。会員価格で商品を購入して販売し、会員を増やせばダブルで儲かる!!

- ・販売組織の会員になっても、実際は全く儲からず、商品を購入するための借金だけが残ることも!
- ・知人や友人を勧誘する仕組みのために、あなた自身が加害者になってしまうかも!?



- ★ウマイ話は信じない
- ★友人に誘われてもきっぱり断ろう

芸能人になっちゃうかも!? キャッチセールス・ アポイントメント商法

街で声をかけられたり、SNS 上などで、オーディションを受けなかと誘われたりして、オーディションに参加してみると、合格!!

- ・高額な登録料やレッスン料を契約させる仕組み。芸能人の夢は遠い…



- ★信頼できる事務所や会社か調べよう
- ★オーディションだと呼び出し、事前に提示していないレッスン料等を支払わせる芸能事務所はあやしい

ネットでのトラブル① 不当・架空請求

スマートフォンでアダルトサイトにアクセスした。料金を請求する画面が現れた。サイト運営会社に連絡したところ、執拗に料金を請求する連絡が来るように

- ・業者に連絡をすると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- ・一度でも支払うと、更に請求されることになってしまうかも!?



- ★慌ててメールや電話はしない
- ★身に覚えのない請求には応じない

ネットでのトラブル② 悪質な業者

インターネットでブランドの財布が激安で売られていた。早速クレジットカードで購入して、届いた商品を確認したら、偽物だった。

- ・インターネットには、サイトの連絡先が書かれていないものもあり、最初からだますつもりで売っている悪質な業者も!!



- ★ブランド品が格安で販売されている場合は、疑ってかかるべき
- ★購入前に連絡先や購入・返品等の条件等を確認しよう

多重債務

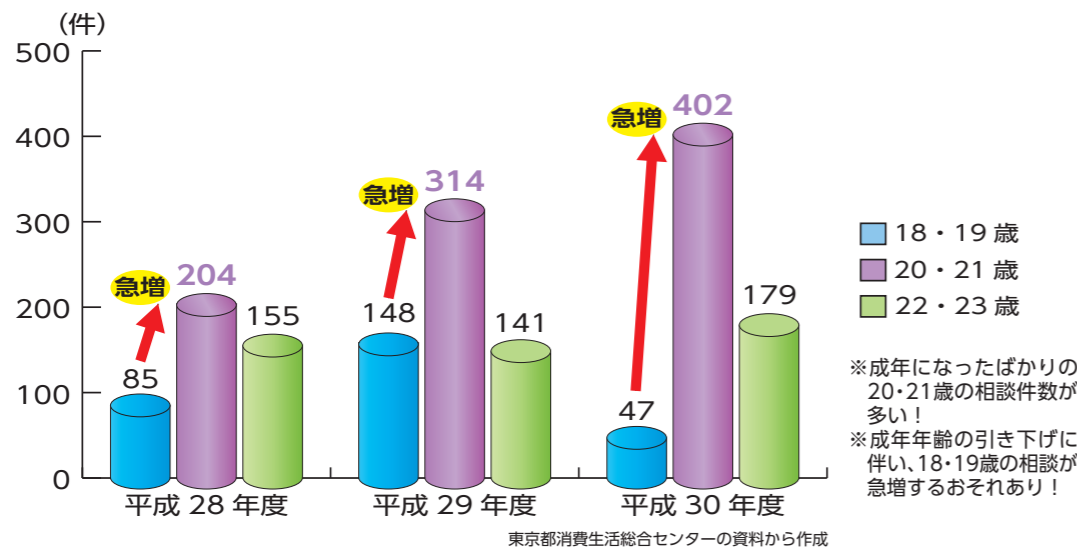
使い過ぎに御用心!! クレジットカード

アルバイトの定期的な収入があるので、学生用のクレジットカードを作った。早速、欲しかったカバンとシャツを買った。予想以上に買い物をしたため、支払えない額になっていた。

- ・クレジットカードで買い物やお金の借り入れが簡単にできるため、使い過ぎてしまう人も!
- ・クレジットカードを複数枚作って、他社のクレジットカードで買い物をしたり、借金を返すためにキャッシングをしたりして、借金が雪だるま式に増え、返済不能=多重債務になってしまうことも!

- ★「分割払い」や「リボルビング払い」は利息が付くことを忘れずに!

6 トラブルにあうのは成年になったばかりの若者たち



成年になったばかりの若者がトラブルにあう理由

- ・社会経験が乏しく、知識が少ないので、簡単にだまされやすい存在であるため
- ・保護者の承諾なく高額な買い物や借金をできるようになるので、悪質な業者は借金をさせて高額な契約を結ばせようとするため
- ・18・19歳を消費者被害から守っている「未成年者取消権」が使えなくなるので、一度契約すると、解除するのは難しくなり、業者にとって有利になるため

未成年者取消権とは

未成年者が行う契約によって不利益を被らないように、民法で「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」と決められています。以下の要件が全て当てはまれば、未成年者が行った契約を取り消すことができます。

- ①契約時の年齢が20歳(引き下げ実施後は18歳)未満
- ②小遣いの範囲を超えている
- ③法定代理人(親権者)が認めた契約ではない
- ④未成年者が成年になってから5年未満

知!

7 被害者にも加害者にもならないために

○成年になると、自由に契約ができる一方、責任を負うこととなります。

○契約する時は、十分な検討が必要です。

○高額なアルバイトがあると誘われ、犯罪組織に利用されることもあります。

○正しい情報を得て、冷静に判断する力を身に付けましょう。

契約の重要性を理解して、賢い消費生活を送ろう!